

昭和三十一年政令第八十七号

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励に
ついての国の援助に関する法律施行令

内閣は、就学困難な児童のための教科用図書の
給与に対する国の補助に関する法律（昭和三十一年
法律第四十号）第二条第二号及び第三条の規定
に基づき、この政令を制定する。

（学用品に係る補助の基準及び範囲）

第一条 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励
についての国の援助に関する法律（以下「法」と
いう。）第二条の規定による学用品又はその
購入費の支給に対する国の補助は、市町村が、
同条に規定する保護者に対して、その保護者が
児童又は生徒（それぞれ学校教育法（昭和二十
二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢
児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）のため
購入する必要がある学用品の全部又は一部につ
いて現物又はその購入費を支給する場合におい
て、その支給した学用品の価額又は購入費の総
額の二分の一について行うものとする。ただし、
当該総額は、児童が使用する学用品又は生徒
が使用する学用品についてそれぞれ文部科学
大臣が毎年度定めて得た額の合計額の範囲内で
文部科学大臣が定めて得た額の範囲内で
2 法第二条の規定により国が行う学用品又はそ
の購入費の支給に対する補助の範囲は、児童又
は生徒が通常必要とする学用品の価額又は購入
費の額とする。

（通学に要する交通費に係る補助の基準及び範囲）

第二条 法第二条の規定による通学に要する交通
費の支給に対する国の補助は、市町村が、同条
に規定する保護者に対して、その保護者が児童
又は生徒のため負担する必要がある通学に要す
る交通費のうち次項に規定する補助の範囲のも
の全部又は一部を支給する場合において、そ
の支給した通学に要する交通費の総額の二分の
一について行うものとする。

2 法第二条の規定により国が行う通学に要する
交通費の支給に対する補助の範囲は、児童又は
生徒が、最も経済的な通常の経路及び方法によ
り通学する場合の交通費で文部科学大臣が定め
るもの額とする。

（修学旅行費に係る補助の基準及び範囲）

第三条 法第二条の規定による修学旅行費の支給
に対する国の補助は、市町村が、同条に規定す
る保護者に対して、その保護者が児童又は生徒
のため負担する必要がある修学旅行費のうち次
項に規定する補助の範囲のもの全部又は一部
を支給する場合において、その支給した修学旅
行費の総額の二分の一について行うものとする
。ただし、当該総額は、児童に係る修学旅行
費又は生徒に係る修学旅行費についてそれぞれ
文部科学大臣が毎年度定めて得た額の合計額の
範囲内で文部科学大臣が定めて得た額の範囲
とする。

2 法第二条の規定により国が行う修学旅行費の
支給に対する補助の範囲は、児童又は生徒が小
学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育
学校の前期課程を含む。）を通じてそれぞれ一
回参加する修学旅行に要する経費のうち修学旅
行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額
とする。

附則抄

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和三十
一年度において使用される教科用図書から適用
する。
2 新たに入学する児童に対する教科用図書の給
与に関する法律施行令（昭和二十七年政令第六
十九号）は、廃止する。
4 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関
する法律（昭和三十八年法律第八十二号）附
則第十二項の規定により読み替えられた法第二
条の規定による教科用図書の給与に対する国の
補助は、市町村が、義務教育諸学校の教科用図
書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六
十号）附則第二項及び義務教育諸学校の教科用
図書の無償措置に関する法律附則第四項の規定
に基づく政令で定めるところにより教科用図書
の給与を受けなければならない学齢児童又は学
生徒の保護者に対して、その保護者が学齢児童
又は学齢生徒のため購入する必要がある教科用
図書の全部について現物又はその購入費を給与
する場合において、児童が使用する教科用図書
又は生徒が使用する教科用図書についてそれぞ
れ文部大臣が定める額に、それぞれ第六条の規
定により都道府県の教育委員会が各市町村に配
分した児童又は生徒の数を乗じて得た額の合計
額を限度として、その給与した教科用図書の定
価又は購入費の総額の二分の一について行なう
ものとする。

5 前項の規定による教科用図書の給与に対する
国の補助については、第六条中「学用品」とあ
るの「教科用図書及び学用品」と読み替えて
同条の規定を適用し、別表備考中「学用品」と
あるのは「教科用図書又は学用品」と読み替え
て別表を適用する。
附則（昭和三十二年四月二三日政令第六
五号）
この政令は、公布の日から施行し、昭和三十
二年度において使用される教科用図書から適用
する。
附則（昭和三十四年四月二日政令第一〇
〇号）
この政令は、公布の日から施行し、教科用図
書の給与に係る補助については昭和三十四年度
において使用される教科用図書から、修学旅行
費の給与に係る補助については昭和三十四年度
において実施される修学旅行から適用する。
附則（昭和三十六年四月一日政令第九〇
号）抄
この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和三十七年三月三十一日政令第一
一五号）
この政令は、昭和三十七年四月一日から施行
する。
附則（昭和三十八年三月二二日政令第五
二号）
この政令は、昭和三十八年四月一日から施行
する。
附則（昭和三十九年二月三日政令第一四
号）
この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和三十九年五月一日政令第一三
八号）
この政令は、公布の日から施行し、学用品の
給与に係る補助については昭和三十九年度にお
いて使用される学用品から、修学旅行費の給与
に係る補助については昭和三十九年度において
実施される修学旅行から、教科用図書の給与に
係る補助については昭和三十九年度において使
用される教科用図書から適用する。
附則（昭和四〇年三月二〇日政令第三
七号）
この政令は、昭和四十年四月一日から施行す
る。

附則抄

附則（平成一〇年一〇月三〇日政令第
三五一号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成十一年四月一日から施行す
る。
附則（平成十二年二月一六日政令第四
二号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行す
る。
附則（平成十二年六月七日政令第三〇
八号）抄
（施行期日）
1 この政令は、内閣法の一部を改正する法
律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日
（平成十三年一月六日）から施行する。
附則（平成十二年六月七日政令第三三
四号）
この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成一七年三月三十一日政令第一
〇六号）抄
（施行期日）
1 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化
等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正
する法律の施行の日（平成十七年四月一日）か
ら施行する。
附則（平成一九年三月二二日政令第五
五号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成十九年四月一日から施
行する。
附則（平成一九年一二月二二日政令第
三六三号）抄
この政令は、学校教育法等の一部を改正する
法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）
から施行する。
附則（平成二七年一二月一六日政令第
四二二号）
この政令は、平成二十八年四月一日から施行
する。

附則抄

附則（平成一九年一二月二二日政令第
三六三号）抄